

国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）の本庄地区構内（南部バイパス南地区を除く。以下「構内」という。）における自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「車両」という。）の交通規制を実施し、もって構内の交通安全、交通秩序の維持及び教育研究環境の保全を図ることを目的とする。

(車両運転の心得)

第2条 役員、職員、臨時職員等（以下「職員」という。）及び学生で車両を運転して構内に入構する者は、この規程の目的に従い、歩行者の安全を守り、構内の交通規制を遵守しなければならない。

2 学外者で車両を運転して構内に入構する者は、前項の規定を準用する。

(最高速度)

第3条 構内における最高速度は、毎時20キロメートルとする。

(駐車義務)

第4条 車両（自転車を除く。）を運転して入構した者は、直ちに所定の駐車場に駐車しなければならない。

2 前項の規定により駐車した車両は、退出するまで移動させてはならない。

3 駐車場、駐車区分及び通行経路は、別表第1のとおりとする。

(自動車の登録及び登録票)

第5条 自動車で通勤又は通学しようとする者は、自動車登録申込書に必要事項を記入し、別表第2に指定する所属部局（学生にあっては、学務部学生生活課とする。）の担当課等に提出し、佐賀大学自動車登録票（以下「登録票」という。）の交付を受けるものとする。

2 登録票は、自動車登録申込書を受理した部局の長が交付する。

3 登録票の交付基準は、別表第3のとおりとする。ただし、学生にあっては当該年度の佐賀大学交通安全講習会の受講者に限るものとする。

4 登録票は、必ず運転席のダッシュボードの上に提示しなければならない。

(構内臨時駐車証等)

第6条 深夜の研究又は病気、介護等により臨時的にやむを得ない事情がある教職員及び卒業研究等により通常の勉強時間を著しく超える学生は、自動車臨時駐車証申込書に必要事項を記入し、別表第2に定める関係部局の担当課等に申し出て、佐賀大学構内臨時駐車証（以下「駐車証」という。）の交付を受け、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

2 自動車で一時的に構内に入構しようとする者（以下「一時入構者」という。）は、入構ゲートから入構券を受領し、構内へ入構することができる。

(パスカード)

第7条 登録票及び駐車証（以下「登録票等」という。）の交付を受けた者は、関係部局の担当課等からパスカードの発行を受けるものとする。

(登録票等、入構届書及びパスカードの有効期間)

第8条 登録票の有効期間は、3年（学生にあっては1年以内）とする。ただし、有効期間の始期が年度の中途である場合は、3年度目の始期の属する年度の末日までとする。

2 駐車証の有効期間は、1月又は3月とする。ただし、有効期間の始期の属する年度を超えないものとする。

- 3 前項のほか、本法人に用務のため常時入構する業者の駐車証の有効期間は、1年とする。ただし、有効期間の始期の属する年度を超えないものとする。
- 4 パスカードの有効期間は、登録票に係るものの有効期間を1年とするほか、前2項の駐車証の有効期間に対応したものとする。ただし、当該有効期間の始期が属する年度を超えて発行することはできない。

(入構料)

第9条 パスカードの発行を受ける者は、構内への自動車の入構料として、別に定める入構料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付された入構料は、返金しない。ただし、人事異動等により本庄地区への入構を要しなくなる者が、パスカードの有効期間の残期間に係る入構料の返金を申請した場合は、当該入構料を返金するものとする。
- 3 前項の場合において、入構料の返金を請求しようとする者は、入構料返金申請書により、学長に申請するものとする。
- 4 学長は、前項の申請に基づき、別に定める入構料を月額に換算した額に、入構を要しなくなる日が属する月の翌月から有効期間の終期が属する月までの月数を乗じて算出した金額を返金するものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、第11条第1号及び第3号の規定により登録票等及びパスカードを没収した場合は、入構料を返金しない。
- 6 一時入構者は、構内への自動車の入構料として、別に定める入構料を納付しなければならない。

(入構料の免除)

第10条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、入構料を免除するものとする。

- (1) 身体の障がい・疾病等で自動車によらなければ通勤・通学が困難な者及びその送迎をする者
- (2) 全学委員会等の学外構成員
- (3) 国際交流会館（家族者用宿舎（C棟）に限る。）の入居者で、自動車保管場所貸与承認書を交付された者
- (4) 教育・研究に関する会議、学会、研究会の参加者で、一時駐車証を交付された者
- (5) 報道関係者
- (6) 医学部及び医学系研究科の学生（鍋島地区の駐車許可証を交付されている者に限る。）
- (7) サークルの外部実技指導者
- (8) 工事の施工業者
- (9) 公的機関の関係者（国、地方公共団体等）
- (10) その他学長が特に必要と認めた場合

2 各部局は、前項第4号の規定により、教育・研究に関する会議、学会、研究会の参加者に一時駐車証の交付をする場合には、あらかじめ一時駐車証申請書に必要事項を記入し、環境施設部企画管理課に提出し、許可を受けなければならない。

3 第1項第8号に規定する者は、必要台数分の入構に係るパスカード代（実費）を納付しなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 各部局長は、この規程に違反した者に対し、違反の内容に応じ、次に掲げる必要な措置を講じるものとする。

- (1) 不正の手段により登録票等又は一時駐車証の交付を受けたことが判明したときは、直ちに登録票等又は一時駐車証を没収し、以後の交付は一切行わない。

(2) 通行、駐車その他の違反者に対しては警告を行う。

(3) 度重なる警告を受けた者及び悪質な違反者については、登録票等又は一時駐車証を没収し、以後の交付は一切行わない。

(適用の特例)

第12条 次の各号に掲げる車両にあっては、この規程中それぞれ当該各号に掲げる規定又は事項は、適用しない。

(1) 本法人の所有する車両 第4条及び第9条

(2) 緊急用自動車 第2条から前条まで

(3) 郵便業務用車両及び宅配業者並びに旅客の用に供する営業車 第4条及び第9条

(4) 工事の施工又は物品の運搬をする車両 第4条

(5) 来賓等が乗車する車両 第9条

(6) その他特別の事情により学長が許可した車両 許可した事項

(構内で発生した事故の責任)

第13条 構内での車両に関する事故及び駐車中における破損・盗難等の事故については、本法人はその責めを負わない。

2 入構者の車両の事故により、本法人の施設等に損害を与えたときは、入構者の責任において原状に回復しなければならない。ただし、本人の責めを負わない不慮の事故の場合は、例外とする。

(各種書類の様式)

第14条 この規程を実施するに当たり必要な自動車登録申込書、佐賀大学自動車登録票、自動車臨時駐車証申込書、佐賀大学構内臨時駐車証、入構届書、入構料返金申請書、一時入構許可申請書及び一時駐車証の様式は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める様式による。

(1) 自動車登録申込書 別記様式第1号

(2) 佐賀大学自動車登録票 別記様式第2号

(3) 自動車臨時駐車証申込書 別記様式第3号

(4) 佐賀大学構内臨時駐車証 別記様式第4号

(5) 入構料返金申請書 別記様式第5号

(6) 一時駐車証申請書 別記様式第6号

(7) 一時駐車証 別記様式第7号

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月23日改正）

この規程は、平成18年5月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表1及び別表2のうち総合情報基盤センターに関する部分は、平成18年2月1日から適用し、改正後の別表2のうち総務部総務課に関する部分は、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成１９年２月２８日改正）

この規程は、平成１９年２月２８日から施行し、平成１８年８月１日から適用する。

附 則（平成１９年６月１５日改正）

この規程は、平成１９年６月１５日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成２０年６月１３日改正）

この規程は、平成２０年６月１３日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２２年７月６日改正）

この規程は、平成２２年７月６日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附 則（平成２３年３月２３日改正）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年９月２８日改正）

この規程は、平成２３年１０月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月２８日改正）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年９月２６日改正）

この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２９日改正）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月６日改正）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年１２月２８日改正）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２５日改正）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月２２日改正）

１ この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２ 国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程に関する書類の様式を定める細則（平成２５年３月２９日制定。以下「細則」という。）は、廃止する。

３ この規程施行前に、廃止前の細則の規定により交付された佐賀大学自動車登録票は、当該旧登録票等の有効期間が満了する日までの間は、この規程により交付された佐賀大学自動車登録票とみなす。

附 則（平成２９年７月２６日改正）

この規程は、平成２９年８月１日から施行する。

附 則（平成２９年９月２７日改正）

この規程は、平成２９年１０月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２８日改正）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年１０月２２日改正）

この規程は、平成３０年１１月１日から施行する。

附 則（平成３１年４月２４日改正）

この規程は、令和元年５月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２５日改正）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年８月１８日改正）

この規程は、令和３年９月１日から施行する。

附 則（令和３年１２月２２日改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月９日改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３０日改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２９日改正）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

駐車場	駐 車 区 分	通行経路
美術館西側駐車場	学務部（教務課美術館担当），全学教育機構， 学術研究部（研究推進課，社会連携課），リー ジョナル・イノベーションセンター及び広報室 職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	美術館西側から入構 すること。
経済学部講義棟北側駐車場	経済学部の職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	
経済・教育学部棟西側駐車場	経済学部の学生の使用する自動車 学務部（教育企画課，教務課（美術館担当及び 留学生交流室を除く。），入試課），アドミッ ションセンター，経済学部及び保健管理セン ター職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入 口から入構し，最短 距離によること。
教育学部２号館・３号館，芸 術地域デザイン学部１号館南 側駐車場	教育学部及び芸術地域デザイン学部の学生の使 用する自動車 学務部（教務課留学生交流室，学生生活課）， キャリアセンター，国際交流推進センター，教 育学部，芸術地域デザイン学部及び地域学歴史 文化研究センター職員の使用する自動車有田 キャンパス職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	
事務局西側駐車場	農学部の学生の使用する自動車 経営企画本部（経営企画課），企画評価課，監 査室，附属図書館及び総合情報基盤センター職 員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入 口から入構し，最短 距離によること。
事務局北側駐車場	総務課，人事課，財務部及び環境施設部職員の 使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車	

附属図書館南側二輪車置場	自動二輪車 原動機付自転車	
理工学部 2 号館・3 号館東側駐車場，3 号館南側駐車場及び 6 号館・7 号館西側駐車場，イノベーション・ラボ西側駐車場及び東側駐車場	理工学部の学生の使用する自動車 理工学部，総合分析実験センター及びシンクロトロン光応用研究センター職員の使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，農学部前カーゲートを通過の上，最短距離によること。 又は西門から入構し，最短距離によること。
農学部 1 号館中庭駐車場及び北棟北側駐車場 農学部 2 号館南側駐車場及び西側駐車場	農学部の学生の使用する自動車 農学部，海洋エネルギー研究所及び農学部附属アグリ創生教育研究センター唐津キャンパス職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，農学部前カーゲートを通過の上，最短距離によること。 又は西門から入構し，最短距離によること。
産学交流プラザ二輪車置場	自動二輪車 原動機付自転車	産学交流プラザ北側から入構すること。
教育学部 5 号館東側二輪車置場		教育学部東門から入構し，直ちに右折すること。
理工学部実習工場西側二輪車置場		南部バイパス沿い入口から入構すること。
各部局の自転車置場	自転車	

備考 各部局等の駐車場は，駐車区分により指定された駐車場を原則とする。

別表第 2（第 5 条，第 6 条関係）
（職員）

所 属 部 局	担 当 課 等
役員，事務局，リージョナル・イノベーションセンター，アドミッションセンター，キャリアセンター，国際交流推進センター，全学教育機構，保健管理センター，共同利用・共同研究拠点（海洋エネルギー研究センター），学内共同教育研究施設（総合分析実験センター，総合情報基盤センター，シンクロトロン光応用研究センター，地域学歴史文化研究センター，肥前セラミック研究センター）	総務部 総務課 総務主 担当
教育学部，附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校，附属教育実践総合センター	教育学 部総務 主担当

芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学部総務担当
理工学部	理工学部総務主担当
経済学部	経済学部総務主担当
農学部，附属アグリ創生教育研究センター	農学部総務主担当
附属図書館	附属図書館総務主担当

（非常勤講師）

教育学部	教育学部総務主担当
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学部総務担当
経済学部	経済学部総務主担当
理工学部	理工学部総務主担当
農学部	農学部総務主担当
全学教育機構	総務部総務課総務主担当

（業者）

物品等納入業者	環境施設部企画管理課
工事関係業者	環境施設部企画管理課
生活協同組合関係者等	学務部学生生活課

別表第3（第5条関係）

対 象 者	交 付 基 準
職員（生活協同組合関係者を含む。）・大学院生	1 通勤又は通学距離が片道4キロメートル以上の者 2 身体障がい・疾病等により必要な者 3 その他特別の理由により必要な者
学部学生	1 公共交通機関を利用し片道通学時間が2時間以上の者 2 身体障がい・疾病等により必要な者 3 その他特別の理由により必要な者

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号

別記様式第 3 号

別記様式第 4 号

別記様式第 5 号

別記様式第 6 号

別記様式第 7 号